

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「、同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第三号から様式第十一号までの規定中「㊦」を削る。

様式第十二号から様式第十五号までの規定中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第十九号の二中「㊦」を「㊧」に改める。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十五号から様式第二十九号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の二第二号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。